

生活安全指定捜査員運用要領の制定について（例規通達）

平成30年7月9日

栃生企第5号

栃木県警察本部長通達

本要綱は、生活安全部所管の特異重要事件が発生した場合に、必要な捜査員を確保して初動捜査を徹底し、事件の解決を図るため、生活安全指定捜査員の指定及び運用について定めたものである。